

昭和六年

部

員

規

約

日本ヨツト俱樂部

日本ヨツト俱樂部の組成心意について

俱樂部は一つの社會である。

其最高精神は至善至美の人格的世界の存在として呼吸したい理念である。

ヨツトは其の世界への運び手である。其のために週日呼吸してゐた實社會の惡氣を吐き出して心の座標的轉換を意識しなければならない。

強制と義務と比較と不平と利己と……等々を心から消してしまいたい。

故に分に應じて自意に基き好意から各人のもつ全ての善と美とを共同の花瓶に投入れてほしい。花はそれに應じて美しくも大きく咲くであろう。

此の團體心意の認識の程度に應じて「彼は日本ヨツト俱樂部の會員である」。不満があるなら「自分が足らないのだ、モツトよくしやう」

他の人がしないでもそれでよいのだ。しないでも其の人は其の不快さですまし得る人であるか、又はしない其の人の理由があるからだ。だから人を決して悪く思はない様にしやう。自發と自由と自意と創造力を遠慮なく伸ばさう、共同の爲に團體心意の格律に従つて！

「誰かを害してゐるなら、引いては後日彼自らも不愉快になるであろう。

しかも確固たる俱樂部の心意は最後まで不壞の眞理性を發輝するであろう。少くとも最後の二人までは！

入会に就て

日本ヨット俱樂部は貧弱なものですが持つてゐる全てを日本ヨット界高揚のために提供するものであります。

で御入會になる前に本俱樂部の氣分、即ちヨットのみの持つ爽快さ、美しさにふさはしい氣分になつて頂きたいのです。

たゞ艇に乗るのならば何時でも御遠慮なく御乗り下さい。スカルもあります。會員でないから氣がいたむなどと御考になるのは私達の心境を御理解ない方です。ヨットのすきな方は皆私達の御友達であります。

但次のことを御理解願ひたいのです。

自然美、帆走美、又は友情讀書の有つ快味の満喫以外の慾望や、自分のもの他人のものと云ふ感情やをぬきにして日本ヨットの高揚のために、國際的進出に、精進する百パーセントの純情！

「コンプリートヨツツマンシップ」

約言すればヨットは私達の美追求の理想たることを知つてほしいのです。

「せつこましい氣分では何が愉快な帆走が出来やうぞ、何が自然美の感得ぞ、友情も帆走中

の快笑も死んでしまうではないか」この
此の熱と力をホントウに理解下さつて加勢下さるならば歡喜の聲を擧げて、あなたの御入會をお迎へします。

会計について

一、入會金は新會員に對する設備費であります。

A、人數が増せば艇の數を増加せねばならない。でないと一艇の收容人員に限度がありますから艇の割當が円滑に行かない。折角艇庫へ來られても不満をお與へすることになります。

四名乗れる艇なら大体四名の入會金で一艇建造せねばなりません。一人で四分の一
艇分だけの御出資が必要な譯です。

保管設備、俱樂部ハウス設備も同様であります。

四名の入會金では一艇の建造費には少し不足ですが俱樂部から一切支辨することに
してゐます。此の資源は寄附金其他に俟つのです。

B、一般的には艇のことだけしか考へられないのですが、大切なことは艇の保管設備で
す。風雨に曝され立派な艇もすぐ使用に耐へなくなります。出入の他船に舷を
打たれたり、汚水で腐つたりしては案外壽命は短くなります。

これは多數の力によつて保管の容易安全を計るより外に途はないのです。

相當の數になれば艇庫に管理者を置きたい希望です。

C、前述の理由から入會金を金五拾圓と決めました。御入會と同時に御拂込下さい。

尤も分割拂でも結構です。

入會金も月次會費も脱會の時換算と評價が出来ませんから返戻しないことに決めました。

D、中等學校在學中の生徒は俱樂部員のジュニヤクラスとして月次會費金壹圓。内五拾錢は毎月入會金に繰入れ、五拾錢を諸雜費に振當てます。

中等學校を卒業したる時は一般會員の規約に従ひ殘額の入會金御拂込を願ひます
二、月次會費は毎月壹圓とします。之は消耗品費、借地料、通信費、印刷費其他の諸雜費に當てます。

三、「今日は愉快だつた」と思つた時は「俱樂部の設備等を一層心地よくし、更に快適にヨツトを享樂し得る様に」お力添へ下さるなら現設備の改善のために多少に拘らず御寄附下さい。御指示の通り使用致します。實行に満たない時は何々基金として別會計で保管もします。

四 豫算、決算は總會で御承認を得る様規約に制定してあります。 五 事務は會計委員二名が担当してゐます。

御拂込の金には凡て領收證を差上げます。

艇の使用に就いて

一、艇は何時でも自由に使用することが出来ます。

但し他の會員の使用中のこともありますから修理中のこともありますから毎回豫め往復ハガキ或は電話で事務所へ照會する事

一、帆走は天候が最も肝心ですから左記注意の事

(イ) 初め數回は經驗者と同乗すること

(ロ) なるべく艇友と一緒に行くこと

(ハ) 天候は土地の船頭又は濱邊の人達に聞くこと

(ニ) 天候は絶えず研究的に心懸けること

(ホ) 強風の時は縮帆して出ること

一、出艇儀装の際は各部を細密に調べること

一、風又は時間の都合で艇庫へ歸へれない時は最寄の家に依頼して艇を安全に處置すること

且つ此の事を必ず事務所へ通知すること。

一、艇の使用後は會員としての信條の命するまゝに跡始末をすること

詳細には記せず各自の良心に委す。但し

イ 帆のぬれた場合は乾きやすくして置くこと。ぬれたまゝ巻いて置くとスグ腐る。

ロ 帆又はリツギング其他部分品破損、紛失の場合は勿論之を發見した時は此の旨を事務所へ通知するか又は自分にて補充或は修理し置くこと。即ち他の會員が、其の後へ來ても不愉快を感じないやうにして置くこと

一、日没一時間前に艇庫へ歸着するやう心懸けること

一、帆走日記は後日の樂しみと参考になりますから事務所へ御渡し下さい。

附記……俱樂部員でない方は當分一回（一日）壹圓を御願ひします。之は乗艇料又は使用料の意味ではなく維持費の一部又は俱樂部ハウスマーケット建設の基金の一部援助下さる意味で御支出願ひます。斯くて更に愉快にヨット享樂の出来る設備をしたい考であります。又御出金に當り特に使途を御指定下さらば其資金に繰入れます。

之は會員が會費以外の寄附金を御出し下さる場合も同様であります。

昭和六年

日本ヨット俱樂部

事務所 大津市中保町

電話大津一七〇番

艇庫 大津市尾花川